

【制度概要等】

Q1 FIT事業者と非FIT事業者の定義はなにか。

A1 FIT(フィット)事業者とは、電力会社が一定の価格で一定期間買い取る再生可能エネルギー由来電気を発電する発電設備を保有する事業者のことです。
非FIT事業者とは、FIT制度(固定価格買取制度)の認定を必要としない再生可能エネルギー由来電気を発電する発電設備を保有する事業者のことです。

<参考>

- 制度の概要 | FIT・FIP制度

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html

Q2 何に基づいて出力制御や出力制御装置の設置要請をしているのか。

A2 当社の電力系統に接続するにあたり、お客さまが保有する電気設備に関する規定を定めている託送供給等約款(令和六年十月一日実施)第二章第八条及び託送供給等約款別冊の系統連系技術要件(令和六年十月一日実施)第二章第六条・第三章第五条・第四章第五条に基づいて、出力制御や出力制御装置の設置をお願いしております。

Q3 なぜ出力制御が必要なのか。今、準備をする必要があるのか。

A3 電気は需要と供給を常に一致させる必要があり、このバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となります。最悪の場合、東電PGのエリア全体が停電してしまう可能性がございますので、このような事態を防ぐため、発電量を制御する必要があります。
近年、東京電力パワーグリッドのエリア内において、太陽光発電等の再生可能エネルギー電源を中心とした発電設備の連系量が増加しており、現時点で既に必要に応じて各発電事業者さまに対して需要と供給のバランスの維持を目的とした出力制御を実施させていただく可能性があります。

Q4 出力制御を実施した場合、補償はあるか。

A4 非FIT事業者の場合は、無制限・無補償ルールが適用されますため、補償対象外となります。

Q5 自分の発電設備が出力制御機能付 PCS 等の設置対象なのか分からない場合、どうしたらよいか。

A5 出力制御機能付き PCS 等の設置要否は、出力制御ルールによって決定されます。出力制御ルールは、契約申込受付日と認定出力に基づき判定されますので、まずは、事業者さまの保有する発電設備の契約申込受付日と認定出力をご確認ください(判定方法は、ダイレクトメールもしくは当社ホームページを参照してください)。

Q6 出力制御に応じない場合はどうなるのか。

A6 ダイレクトメールに示す出力制御ルールに該当する発電設備を保有する事業者さまが関係法令・各要綱等を踏まえ、出力制御に向けた対応を実施いただけない場合、当社は連系に関するサービスの停止、契約解除等必要な措置を講じさせていただく可能性がございます。

Q7 設備変更及び設備変更に伴う容量変更がある場合、出力制御装置の設置が必要か。

A7 設備変更及び設備変更に伴う容量変更の場合、変更申込日が2020/3/31以前の発電設備に関しては、出力制御装置の設置が不要となりますが、変更申込日が2020/4/1以降の発電設備に関しては、出力制御装置の設置が必要となります。

【出力制御に向けた準備に関する質問】

Q8 どこに何を提出するのか教えてほしい。

A8 東電PGのHPより関係書類をダウンロードいただき必要事項を記入のうえ、同封の「非FIT太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関するお手続きのご案内【説明資料】」に記載の送付先へご提出をお願いいたします。

Q9 ノンファーム系統に新設をする場合は、「出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書」の手続はどうするのか。

A9 接続契約・特定契約のお申込み時に「ノンファーム型接続同意書」に加え、「出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書」のご提出をお願いいたします。

Q10 ノンファーム系統にすでに接続しており、出力制御機能付PCS等の手続き（設置）済だが、さらなる手続きは必要か。

A10 出力制御装置への発電所 ID 登録および疎通確認を実施していただいたうえで、出力制御装置の設置（切替）完了届のご提出をお願いいたします。

【出力制御装置に関する質問】

Q11 出力制御装置とはなにか。

A11 弊社の出力制御システムから出力制御スケジュールを取得し、出力制御スケジュールに基づいて、PCS等の発電出力を制御する機能を持つ装置となります。PCSに後付で出力制御ユニット装置を設置できるものや、PCSと出力制御機能が一体となっているもの（出力制御機能付PCS）等がございます。

Q12 インターネット環境が必要か。また、指定のプロバイダ等はあるのか。

A12 対象発電設備が66kV未満の事業者さまについては、インターネット環境が必要となりますが、通信を行うにあたって指定のプロバイダ等はありません。

対象発電設備が66kV以上の事業者さまについては、インターネット環境は不要となります。通信は専用の通信線（光回線が基本）を用いて行い（CDTではありません）、電力サーバとの間でIEC61850のプロトコルにて情報の送受信をいたします。

（設備構築における詳細な内容については、別途技術仕様書の確認をお願いいたします。）

<参考>

- 出力制御機能付PCS等(66kV未満)技術仕様書
<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/20200717shiyousyo.pdf>
※出力制御機能付PCS等(66kV未満)伝送仕様書については、開示申込をお願いいたします。
- 出力制御機能付PCS等(66kV以上)技術仕様書
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/technical_specifications20210906.pdf
- 出力制御機能付PCS等(66kV以上)伝送仕様書
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/transmission_specifications20210906.pdf

Q13 出力制御装置の設置費用は誰が負担するのか。

A13 事業者さまのご負担となります。

【出力制御の実施に関する質問】

Q14 2020年4月1日以降契約申込受付分における10kW未満の太陽光発電設備は、なぜ出力制御機能付PCS等の設置が不要なのか。

A14 太陽光発電設備における10kW未満の発電設備は、主に住宅の屋根に設置されるものとなります。これにより発電した電力は、主に住宅内で使用され、系統上に発電電力が逆流する影響は軽微と考えているため、当面の間、設置対象としておりません。

Q15 2020年4月1日以降契約申込受付分における10kW未満の太陽光発電設備は、出力制御機能付PCS等の設置が不要であれば、出力制御の対象外となるのか。

A15 太陽光発電設備における10kW未満の発電設備は、当面の間、出力制御対象外といたしておりますが、10kW以上の出力制御を行った上で、それでもなお必要な場合、2020年4月1日以降契約申込受付分における10kW未満の発電設備に対して出力制御を行う可能性がございますため、出力制御の対象となります。

Q16 出力制御の実施時期については、具体的にいつ頃になりそうか。

A16 近年、東京電力パワーグリッドのエリア内において、太陽光発電等の再生可能エネルギー電源を中心とした発電設備の連系量が増加しており、現時点においても、必要に応じて各発電事業者さまに対して需要と供給のバランスの維持を目的とした出力制御を実施させていただく可能性があります。

Q17 出力制御量については、どの程度、制御する予定なのか。

A17 電力量の需要変動や発電設備の連系量の増加等の影響により、出力制御が実施される可能性があります。現時点では出力制御量がどの程度になるかは不明です。

Q18 出力制御の見通しは、いつ、どのような方法で、公表・周知するのか。

A18 出力制御の見通し情報は、三日前より下記のサイトにて公表いたします。また、当サイトの情報は毎日更新されます。

- ・「でんき予報」サイト：

<https://www.tepco.co.jp/forecast/output-control.html>

Q19 出力制御が発生する場合、どのように通知され、どのような対応が必要になるか。

A19 契約申込受付日が2020年4月1日以降の10kW以上発電設備は、出力制御装置の設置が必須となり、オンライン制御となるため、特段連絡はいたしません。事業者さまの現地対応も不要でございます。契約申込受付日が2020年3月31日以前の10kW以上発電設備は、オフライン制御となるため、当社から架電等により制御のご依頼をいたします。依頼受領後、事業者さまにて手動で出力制御の対応をお願いいたします。